

公益社団法人小平市シルバー人材センター
就業規約新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改 正	現 行
第1条～第3条【略】	第1条～第3条【略】
<p>第4条 センターは、受注した仕事に就業しようとする会員とあらかじめ業務の内容、業務を行う場所、業務の履行期日、報酬（配分金（包括的契約においては会員業務委託料。以下同じ。）等特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に規定する就業条件について、文書又は電磁的方法により明示し合意を得るものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。</p> <p>2 就業する会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、<u>本人の確認及び履行確認書（欄）</u>に発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。</p>	<p>第4条 センターは、受注した仕事に就業しようとする会員とあらかじめ<u>仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行って合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。</u>また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。</p> <p>2 就業する会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、<u>本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。</u></p>
【以下省略】	【以下省略】
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日) この規約は、令和6年11月1日から施行する。</u></p>	